

計画の目標		自ら考え選択し行動する消費者力の向上を支援し、豊かで安全な消費者市民社会を実現する						
基本施策①		消費者の環境やライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進						
施策の方向性	担当課	取組年度	取組内容	ア	イ	ウ	エ	
				取組実績 (実施回数参加人数進捗を表す指標など)	評価	評価の理由	次年度以降の取組内容 (改善案など)	
1 消費生活センター機能の強化	地域経済振興課	R5	1 消費生活出前講座の対象者を拡大する。					
	地域経済振興課	R5	2 各種イベントで消費生活トラブルの啓発を行う。 (再掲②2-					
	地域経済振興課	R5	3 各種啓発により、消費生活センターの機能を周知する。					
	環境課	R5	4 グリーン購入の導入を促進するよう周知する。					
	環境施設課	R5	5 3Rに関するイベントを実施する。					
	環境施設課	R5	6 ごみの分別等に関するパンフレットを発行する。					
	こども家庭・保健センター	R5	7 食育に関する必要な知識が得られ、実践できるよう周知・啓発を行う。					

施策の方向性	担当課	取組年度	取組内容	ア 取組実績 (実施回数参加人数進捗を表す指標など)	イ 評価	ウ 評価の理由	エ 次年度以降の取組内容 (改善案など)
1 消費生活センター機能の強化	道路・公園課	R5	8 交通安全に関する講座を開催する。				
	学校支援課	R5	10 児童生徒、教職員に対し、消費生活情報を提供する。 (再掲①2-3)				
	地域経済振興課	R5	11 子育て家庭へ消費生活トラブル情報を提供する。 (再掲①2-7)				
	子ども家庭・保健センター	R5	12 子どもの事故防止について必要な知識が得られ、事故予防につながられるよう、周知・啓発を行う。 (再掲①2-8)				
	地域経済振興課	R5	13 子どもの消費生活トラブルが多発した時等に、関係機関と連携する。 (再掲①2-11)				
	地域経済振興課	R5	14 啓発チラシの掲示など広く周知できる手段により啓発を行う。 (再掲②2-3)				

施策の方向性		担当課	取組年度	取組内容	ア 取組実績 (実施回数参加人数進捗を表す指標など)	イ 評価	ウ 評価の理由	エ 次年度以降の取組内容 (改善案など)
1	消費生活センター機能の強化	地域経済振興課	R5	15 市民の来訪が多い窓口職場で、消費生活に関する情報を提供する。				
		上宮川文化センター	R5	16 上宮川文化センターで消費生活に関する情報を提供する。 (再掲①4-1)				
2	子ども・若者の消費者教育の推進	学校支援課	R5	1 中学校においてトライやる・ウィークを実施する。				
		地域経済振興課	R5	2 子どもの年齢にあわせて、契約やお金に関する必要な知識が身につくよう、啓発を行う。				
		学校支援課	R5	3 児童生徒、教職員に対し、消費生活情報を提供する。 (再掲①1-10)				
		地域経済振興課	R5	4 成人年齢前後に契約の基礎知識や陥りやすいトラブルについて啓発する。				
		地域経済振興課	R5	5 学生や地域団体などと協働し、子ども向けや高齢者向けの啓発を行う。 (再掲①4-2)				

施策の方向性	担当課	取組年度	取組内容	ア		ウ	エ
				取組実績 (実施回数参加人数進捗を表す指標など)	イ 評価		
2 子ども・若者の消費者教育の推進	地域経済振興課	R5	6 子ども・若者が受け取りやすい媒体により、啓発を行う。				
	地域経済振興課	R5	7 子育て家庭へ消費生活トラブル情報を提供する。 (再掲①1-11)				
	こども家庭・保健センター	R5	8 子どもの事故防止について必要な知識が得られ、事故予防につなげられるよう、周知・啓発を行う。 (再掲①1-12)				
	地域経済振興課	R5	9 青少年愛護センター及び青少年育成愛護委員と消費生活トラブル等の最新情報の交換をする。				
	青少年愛護センター	R5	10 青少年育成愛護委員会の班集會に地域経済振興課の職員を招き、啓発活動をする。成年年齢の引下げに関する新成年の消費者トラブル防止の啓発をする。				
	地域経済振興課	R5	11 子どもの消費生活トラブルが多発した時等に関係機関と連携する。 (再掲①1-13)				

施策の方向性	担当課	取組年度	取組内容	ア 取組実績 (実施回数参加人数進捗を表す指標など)	イ 評価	ウ 評価の理由	エ 次年度以降の取組内容 (改善案など)
3 障がいのある人に関する切れ目のない消費者教育の実現	地域経済振興課	R5	1 障がいの特性に応じてあやすい消費生活トラブルの啓発資料を活用し消費生活トラブルの相談先についても周知する。				
	障がい福祉課	R5	2 障がいの特性に応じてあやすい消費生活トラブルの啓発資料を活用しあわせて消費生活トラブルの相談先についても周知する。				
	地域福祉課	R5	3 消費生活トラブルの啓発資料を活用し障がいの特性に応じて消費生活トラブルやその相談先について周知する。				
	地域経済振興課	R5	4 障がいのある子どもが社会に出るうえで必要な消費生活に関する知識などを習得できるよう学校等と連携し出前講座や情報提供などを行う。				
	地域経済振興課	R5	5 サービス事業者等と連携し障がいのある就労者等へ相談窓口の周知や消費生活トラブルになりやすい事例などを情報提供する。 (再掲②4-)				
	地域経済振興課	R5	6 障がい者相談支援事業所などの相談員と情報交換する。 (再掲②3-4)				
	障がい福祉課	R5	7 障がい者相談支援事業所などの相談員と情報交換する。 (再掲②3-4)				
	障がい福祉課	R5	8 サービス事業者等へ消費生活トラブル等の情報を提供する。 (再掲②4-6)				

施策の方向性		担当課	取組年度	取組内容	ア 取組実績 (実施回数参加人数進捗を表す指標など)	イ 評価	ウ 評価の理由	エ 次年度以降の取組内容 (改善案など)
4	高齢者への 消費者教育の推進	上宮川文化センター	R5	1 上宮川文化センターで消費生活に関する情報を提供する。 (再掲①1-16)				
		地域経済振興課	R5	2 学生や地域団体などと協働し子ども向けや高齢者向けの啓発を行う。 (再掲①2-5)				
		高齢介護課	R5	3 高齢者団体へ消費生活トラブル情報を提供したり高齢者関連イベントなどで消費生活トラブル等の啓発を行う。 (再掲②4-5)				
		高齢介護課	R5	4 高齢者生活支援センターへ最新情報を提供する。 (再掲②3-3)				
		道路・公園課	R5	5 高齢者などに向けて <b>トラブル防止のための啓発資料を作成する。</b> (再掲②4-1)				
		高齢介護課	R5	6 サービス事業者等へ消費生活トラブル等の情報を提供する。 (再掲②4-6)				
5	高度情報通信 ネットワーク社会における消費者教育の推進	地域経済振興課	R5	1 情報の適切な利用や通信技術の仕組み関連するトラブル等について啓発資料を作成・配布する。				
		地域経済振興課	R5	2 情報の適切な利用や通信技術の仕組み関連するトラブル等についてセミナーやイベントを開催する。				